

債権の準占有者に対する弁済

民法改正問題特別委員会 副委員長 山形 康郎

1 問題の所在

いわゆる「債権の準占有者」とよばれる真の債権者以外の者に対して弁済を行った場合の規律について、「準占有者」という用語の変更も含めて、民法上、民法第478条において「善意無過失」とされている要件と判例法理との相違がある点についての問題意識をもとに改正の検討がなされている。

2 法制審議会での議論状況

中間論点整理以降、法制審議会民法（債権関係）部会第46回会議（2012年（平成24年）5月8日）において①善意無過失要件を見直し、払戻時における過失の有無に留まらず、機械払いシステムの設置管理についての過失の有無も考慮して判断した判例法理を条文上も読み取りやすくすべきか否か、②債権者の帰責事由の要否を独立の要件とするか否かについて、議論がなされている。^{※1}

「債権の準占有者」という用語については、例えば「債権者の外観又は債権者以外の者で受領権限を有するものの外観を有している者」とするような考え方が提案されている。

次に、民法第478条における善意無過失要件については、外観法理を踏まえて、正当な理由に基づいて、債権者であると信じ、又は債権者以外の者で受領権限を有するものであると信じて債務を履行すること、と

いう形で債務者の主観面に関する過失の有無に限らず、総合的に勘案できる規範的な要件とすることが提案されている。

そこで、さらにこれを進めて、債権者の帰責事由を独立の要件とすることの要否についても検討がされているが、基本的には、これを要件とせず、上記の正当な理由の中での一事情として斟酌する方向で検討がされている。

独立の要件とする必要があるとする立場からは、債権者に何らの帰責事由がない場合であっても、債権者が権利を失うのは酷であると主張がされている。他方で、独立の要件とする必要はないとの立場からは、債務の弁済は既存の義務の履行であり、弁済しなければ債務不履行責任を負わされる立場にあるから、円滑迅速な決済の実現のためには、より外観への信頼を保護する必要がある、また、事案に応じて、正当理由の一事情として斟酌することも可能であるとの主張がされており、現在の審議の中では、独立の要件とするまでの必要はないとの立場からの見解の方が有力である。

3 日本弁護士連合会の意見

日弁連は、2011年（平成23年）9月15日付の中間論点整理に対する意見書^{※2}において、善意無過失要件を正当理由要件に見直すことについて賛成し、債権者の帰責事由を独立の要件とすることについては、債権の種類が預金債権の場合とそうでない場合に分けて検討

※1 審議資料及び議事録は、http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_saiken.html参照。

※2 <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2011/110915.html>

を進めるべきであるとの意見を述べている。

4 大阪弁護士会の意見

大阪弁護士会は、現在、善意無過失要件を正当理由要件に見直すことについて、賛成し、債権者の帰責事

由を独立の要件とすることについては、基本的には、正当理由要件の中で事案によって債権者の帰責事由を事情として斟酌する立場に立つことを前提に、不要であるとしている。



2 代物弁済に関する法律関係の明確化

民法改正問題特別委員会 委員 北村 真

1 問題点の所在

代物弁済の法的性質については、要物契約か諾成契約かという点で学説上争いがある。また、判例は、この点について明示的に判断はしていないものの、代物弁済として不動産を給付した事案において、代物弁済による債務消滅の効果は原則として所有権移転登記手続きを完了した時に生ずるが、代物弁済の目的である不動産の所有権移転の効果は、原則として当事者間の代物弁済契約の成立したときに、その意思表示の効果として生ずることを妨げないとしている。

そして、代物弁済が、実務上、代物弁済の予約や停止条件付代物弁済のように担保目的で利用されていることからすると、代物弁済について、諾成契約であることを明確にし、代物給付義務を定めるとともに、債権の消滅時期を明らかにすることが必要であるとの指摘がされている。

それとともに、諾成契約であるとした上で、本来給付の履行請求の可否並びに履行の可否についてどのように考えるのか、また第三者による代物弁済の合意の効果についても検討されている。

2 法制審議会での議論状況

まず、代物弁済の合意の有効性（諾成契約）及び代物の給付による債権の消滅の規定を設けること自体については、ほとんど異論がない。特に、代物弁済が担保目的の取引で多く利用されている現状から、債権者が代物給付請求権を取得することを明確にすることの意義は大きいと指摘されている。

次に、代物弁済の合意をした後の元の給付に関して、①債権者は、債務者に対して他の給付を求めることができるとともに、当初負担した給付を求めることもできる、②債務者が当初負担した給付をしたときは、債権者は、債務者に対して、他の給付を求めることができない、という規定を設けることについて議論がされている。これは、債権が代物の給付まで消滅しないとしつつ、本来の給付及びその請求ができないことは合理的ではないこと、また代物弁済が担保目的で多く利用されていることからすると、債務者が当初負担した債務を給付することを可能とし、債権者がこれを請求することができるということを任意規定として設けることも合理的であるとの考えによるものである。

また第三者による代物弁済に関しては、第三者による弁済をすることができる者が債権者との間で、債務者が負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、第三者が当該他の給付をした場合には債権は消滅する、という規定を設けるべきであるとの意見が出されている。

3 大阪弁護士会の意見

基本的には、諾成的代物弁済契約の合意が有効であるとして代物給付義務を定めること及び債権の消滅時期については代物の給付時であるとするということについては、賛成するものである。

しかしながら、代物弁済の合意に伴う元の給付をどうするかという効果の問題については、基本的には、代物弁済の合意の解釈の問題であって、民法で一律に決める必要はないと考える。

また、第三者による代物弁済についても、第三者弁済の規律に従えば足りるのであって、敢えて第三者に

よる代物弁済の規定を特別に設けなければならない必要性はないと考えるものである。



時効障害事由としての当事者間の交渉・協議

民法改正問題特別委員会 委員 新宅 正人

1 問題の所在

新たな時効障害事由として、当事者間の交渉・協議を加えることが議論されている。交渉・協議を行っているにもかかわらず、消滅時効が完成して権利を行使できなくなることを防ぐべきではないかなどが問題意識としてある。

2 法制審議会での議論状況

法制審議会民法（債権関係）部会第34回会議（2011年（平成23年）11月1日）及び第2分科会第1回会議（同年12月6日）において審議されている。^{※3}

交渉・協議を時効障害とする方向性については、概ね賛成の意見が述べられているが、消費者が債務者である場合を懸念する反対意見も出されている。

交渉・協議の要件については、時効障害の効果の始期及び終期を明確にするため、交渉・協議の開始及び終了時の合意等に書面性を要求する見解や、さらに時効を停止させる旨の合意まで必要とすべきであるという意見がある一方、交渉・協議によって時効が完成しないはずだという当事者の期待を保護するためには、要件は厳格に考えるべきではないとする意見も述べられている。

交渉・協議による時効障害の効果については、新たに設けられることが検討されている時効の進行停止（時効障害事由が消滅したときに残存期間が進行する）とする意見と、交渉・協議を行っている当事者の不意打ちを避けるためには、時効の停止（現行法と同じ）で足るとする意見が述べられている。また、時効の進行停止とする場合には、残存時効期間を明確にするた

めに厳格な要件と親和性があり、時効の停止とする場合には、厳格な要件は必ずしも必要ではないとする指摘もなされている。

さらに、交渉・協議を時効障害事由として採用する場合、当事者間の交渉・協議を行う合意の効果であるのか、禁反言の類型化なのかについて議論されており、これによって要件・効果が異なりうるという指摘もなされている。

3 日本弁護士連合会の意見

日弁連は、2011年（平成23年）9月15日付の中間論点整理に対する意見書^{※4}において、交渉・協議を時効障害事由とすることに反対意見が強いとしつつ、導入に賛成する意見もあるとしている。

4 大阪弁護士会の意見

交渉・協議による時効障害事由は、債権者の合理的期待を保護し、他方、債務者に不当な不利益を課すものではないことから、導入に賛成である。

効果については、そもそも時効管理が複雑化する時効の進行停止に反対していること、時効の停止でも債権者の保護として十分なことから、時効の停止とすべきであるとしている。

要件のうち、始期については、効果を時効の停止とするのであれば、本来の時効完成間際に交渉・協議に入っていることが確認できれば足ること、書面性や交渉・協議の合意を必要とすることは紛争解決に向けた交渉・協議の開始を阻害するおそれがあることから、交渉・協議が事実上開始されれば足るとしている。終期については、訴え提起など他の時効障害事由を取る

※3 審議資料及び議事録は、http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_saiken.html参照。

※4 <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2011/110915.html>

べき期限の起点を明確化するために、書面性を要求しつつ、交渉・協議が途中で没交渉となった場合のため

に、債務者が最後に対応した時から3か月後に交渉・協議が終了したものとみなすべきとしている。



4 相殺の効力(遡及効の見直し)

民法改正問題特別委員会 委員 北野 了 考

1 問題の所在

相殺に遡及効が認められるとする民法第506条第2項について、当事者の一方が相殺の意思表示をした時点で相殺の効力が生ずるという規定に改めるかが問題となっている。改めるべきとの立場は、遡及効が生ずると既払の遅延損害金の返還をめぐる処理が煩雑となることや、遡及効を認めるのは、相殺の要件として当事者の意思表示を必要とする現行民法の考え方(意思表示主義)と必ずしも親和的でないこと等を理由とする。

2 法制審議会での議論状況

「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」公表後のいわゆる第2ステージでは、第47回会議(2012年(平成24年)5月22日)で議論がなされ、相殺の効力に関する国際的趨勢にも留意すべきとの意見もあったが、遡及効を見直した場合の意思表示が黙示で足りるとすれば、相殺の効力が生じる時期を巡り紛争となる可能性があることや、110年余りずっと遡及効でやってきて、今これを改めるだけの積極的理由も見当たらないとして、見直しに反対の意見が主流であった。

3 日本弁護士連合会の意見

2012年(平成24年)8月23日付「民法(債権関係)改正に関する意見書(その2)」において、事業者側の債権利息の方が消費者側の債権利息よりも高いところ、遡及効を認めないと、消費者側からの相殺が遅れるほど利息の差額が高額となり、かつ消費者側から早期に相殺することを期待するのが困難であるため消費者に不利となること、既払の遅延損害金の処理が必要になるのは、銀行取引以外では想定し難いが、銀行取引においては約定書に相殺の意思表示をした時点で

差引計算をする旨の特約が存在することが多く、実務上、遡及効を任意規定とする現行法でも不都合がないこと等を理由に、見直しに反対の意見を表明している。

4 大阪弁護士会の意見

当会も、前記「中間的な論点整理」に対する意見書において、前記同様の理由から、遡及効の見直しに反対の意見を表明しており、第2ステージでも、遡及効が原則であることによって実務に大きな不都合が生じていると思われなため、見直し必要があるのか疑問であるとの意見を述べている。

5 関連論点

遡及効の見直しと論理必然の関係にはないが、時効消滅した債権を自動債権とする相殺を認める民法第508条について、①債権者は、時効期間が満了した債権について、債務者が時効を援用するまでの間は、当該債権を自動債権として相殺の意思表示をすることができる、②債務者は、債権者による上記①の相殺の意思表示後、1ヶ月が経過するまでの間は、時効を援用することができ、債務者が時効を援用した場合には、債権者による相殺は効力を生じない、という規定に改めるかも問題となっている。この点、日本弁護士連合会、大阪弁護士会とも、民法第508条では、自動債権の時効完成前に相殺適状が生じておれば、その後はいつでも相殺をなし得たのに対し、上記考え方によると、相殺の意思表示に対し一定の期間内に時効援用すれば、常に時効を相殺に優越させることになり、事実上、相殺適状後、自動債権の時効完成前に相殺の意思表示をしなければならなくなるが、このことは、相殺適状にある債権債務は相殺済みであるという当事者の期待に対する保護を弱め妥当とは言えないとして、反対の意見を述べている。